

○今林委員 4年前のきょう、東日本大震災により多くのとうとい人命が失われ、また多くの方々が被災された。犠牲となられた方々に改めて御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願うものである。行財政改革としての市立幼稚園と子ども・子育て支援新制度について、空き家対策について、九州大学箱崎キャンパス跡地について、以上3点について尋ねる。まず、行財政改革としての市立幼稚園と子ども・子育て支援新制度について、27年度予算編成に当たり、行財政改革プランの成果を踏まえ、どの程度の財源を確保したのか。

△財政局長 27年度予算案の編成に際しては、行財政改革プランを踏まえ、退職手当の引き下げなどによる人件費の抑制や市税収入率の向上、市有財産の有効活用などによる歳入の確保などに取り組むことにより、約85億円の財源を確保したところである。

○今林委員 確保した財源を子どもに関連する施策にどの程度振り分けたのか。

△財政局長 27年度予算案においては、全ての市立小学校への空調設備の整備等に約35億円、入院医療費の助成対象の中学校3年生までの拡大を含む子ども医療費助成に約38億円、保育需要に対応するための民間保育所などにおける1,400人分の整備のために約36億円を計上することなどにより、子育て、教育環境の充実に向けた取り組みを進めることとしている。

○今林委員 市長は、市政運営方針において、生活の質の向上に向けて、子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組むとしているが、保育所が足りないとして整備を進める一方、市立幼稚園を廃園しようとしていることに対して、事務事業のあり方が効率的ではなく無駄であり、大きく違和感を覚える。現在、保育所の待機児童は何人いるのか。

△こども未来局長 平成26年12月1日時点で650人である。

○今林委員 市立幼稚園を廃園する根拠を尋ねる。

△教育長 市立幼稚園については、全市の私立幼稚園の受け入れ可能数が、市立と私立合わせた幼稚園児数を上回っていること、また、市立幼稚園も私立幼稚園も、幼稚園教育要領に基づいた同じ教育がなされていることなどから、全て廃園することが適当との方向性のもと、検討を継続しているところである。全市的に見ると、平成26年5月1日現在での私立幼稚園の園児受け入れ可能数は、2万5,581人で、同時点での幼稚園児数2万1,365人を上回っており、また、市立幼稚園周辺の私立幼稚園の状況を見ても、受け入れ可能数が幼稚園児数を上回っている状況である。さらに、こども未来局が実施した福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査においても、幼稚園児数が年々減少していく見込みであり、これらの状況を総合的に勘案して、市立幼稚園全てを廃園にすることは可能であると考えた次第である。

○今林委員 教育長の答弁は、数字だけで判断したもののように聞こえる。行財政改革で民に委ねる場合、民営化する場合と廃止する場合とではやり方が異なると思う。特に廃止する場合は慎重にすべきである。需要と供給の数字だけで判断するのではなく、廃止に伴う影響、例えば近隣幼稚園の受けとめ方や幼稚園連盟

としての考え方、また、待機児童問題を抱える近隣保育園や保育協会との連携など、慎重な打ち合わせや協議が大事であり、今回の幼稚園の廃園と保育園の待機児童解消は矛盾する。自民党政権である国においては、子育て支援の推進、待機児童の解消を図るため、27年度から子ども・子育て支援新制度を開始し、その新制度では、教育や保育での子育て支援の選択肢をふやし、幼稚園や保育園での受け皿の増員を推進している。市長の市政運営方針においても、新制度の円滑な実施に取り組み、保育需要への対応と保育の質の向上を積極的に進めると示されている。新制度のパンフレットにも書いてあるとおり、新制度は保育の質と量に対して、保育園だけではなく、幼稚園や認定こども園など多様な選択肢を用意し、保護者の多様なニーズに応えていくものと考えてよいのか。

△こども未来局長 議員指摘のとおり、子ども・子育て支援新制度においては、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めながら、子育てに取り組む保護者の多様なニーズに応えていくものである。

○今林委員 今回の113項目の行革による見直し以前である平成22年3月議会から、計4回この問題を質問してきた。従前からの手法である民間活用による民への委託を行えば、効率性やサービスの向上が期待できるが、民営化を検討する前に、まずは、市立幼稚園に対して本市の改善策を促すことが筋であると考え、預かり保育や延長保育、通園バス、給食の提供などの質問をしたが、それに対して、本市は実施しないとの答弁であった。定員割れ、年間2億4,000万円もの赤字を考えると、市立幼稚園の役目は終わったとすることには同感であるが、いきなりの廃園は短絡的で、利用者に対する責任放棄ともとれ、待機児童解消の妨げになるものとする。幼稚園が保育所の待機児童解消に資する存在であると考えつつ、一方で、行革で見直しが必要であるというのであれば、廃園を決定する前に、民間活力の推進を行革の1つの手法として、幼稚園の民営化を議論すべきであると考え。国は新制度の円滑な導入を進めるため、全国の公立幼稚園について、新制度への移行を前提とした制度設計を行っているようであるが、市立幼稚園については、新制度に伴いどのようなようになるのか尋ねる。

△教育長 市立幼稚園の新制度への対応については、現在、市立幼稚園のあり方検討を継続していることから、27年度に新制度に移行することは考えていない。

○今林委員 国は公立に対して新制度の移行を率先して求めている中、本市が対応しないことについてはどうかと考える。国が肝いりで始めた子ども・子育て支援新制度の大義である、子育てしやすい環境づくりを本市が放棄することにもなりかねないが、こども未来局は、新制度に伴い、待機児童解消に幼稚園を活用することを考えているのか。

△こども未来局長 待機児童解消については、基本的に認可保育所や小規模保育事業などで対応することとしているが、一方で、幼稚園が在園児を延長して預かる一時預かり事業を行い、保護者のニーズを充足する場合には、保育所の待機児童解消にもつながると考えている。

○今林委員 市立幼稚園のあり方検討がおこなわれている要因の1つとして、25年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査と、子ども・子育て支援事業計画があった。この計画は、保護者のニーズ調査をもとに幼稚園や保育園の必要量を算定しているもので、市立幼稚園周辺の保育需要の見込み次第では、市立

幼稚園の今後の方向性を大きく左右するものであると考えるが、この調査において、市立幼稚園周辺での保育需要の見込みはどのようになっているのか。また、そのうち、姪浜・和白地域についてはどうか。

△こども未来局長 27年度からの子ども・子育て支援事業計画では、今後5年間で、保育施設の新たな整備必要量を約3,800人分としており、そのうち、愛宕・姪浜地域が189人分、和白・美和台地域が81人分である。

○今林委員 この結果からも、市立幼稚園周辺の保育需要は今後も伸びていくと想定できるが、これまでの答弁から考えると、市立幼稚園のあり方検討においては、もはや市立幼稚園を存続するという議論は存在せず、市立幼稚園廃園後のあり方検討になっているように思える。市立幼稚園を廃園した場合の跡地のあり方については、現在どのような検討を行っているのか。

△教育長 市立幼稚園を廃園した場合の跡地のあり方については、現在跡地の活用に関して全庁的な検討会議を行っており、教育財産としての活用や子ども関連政策での活用などについて、幅広く検討しているところである。

○今林委員 市立幼稚園の設立経緯には、市町村合併など地域と密着したかかわりがある。市立幼稚園を廃園した場合でも、子どものために跡地については民間でもよいので幼稚園として活用してほしいとの意見もある。あり方検討においては、地域の要望や意見を真摯に受けとめてもらいたい。市立幼稚園を廃園した場合でも、その跡地活用として、待機児童の解消にもつながる民間の幼稚園設置も十分に考えられると思うが、所見を尋ねる。

△教育長 市立幼稚園を廃園した場合の跡地の活用については、市立幼稚園が、長年、子どもを教育してきた施設であることを踏まえ、その跡地については教育財産としての活用や子ども関連政策での活用などを検討しているところであり、議員指摘の趣旨や地域の意見なども踏まえながら、跡地の有効活用を図っていきたいと考えている。

○今林委員 教育委員会が、市立幼稚園のあり方を公表してから、既に2年が経過した。検討に時間がかかっているため、地域や保護者においては、市立幼稚園は今後どうなるのか、来年度は園児を募集するのかなど、不安が大きくなっていると聞いている。基本方針は早急に決定すべきと考えるが、決定時期はいつごろになるのか。

△教育長 市立幼稚園については、幼少連携の充実に向けた方策などについて、最終的な詰めを検討しており、市立幼稚園のあり方基本方針については、まとまり次第、議会へ報告したいと考えている。

○今林委員 次に、空き家対策について尋ねる。高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が年々増加傾向にあり、さらなる超高齢社会の到来に伴い、空き家が多く発生し、それが廃屋となり、地域コミュニティの阻害要因となっている。一方、空き家、廃屋対策については、民有地でもあり私有権の問題から、公としてできることに限界があることも事実である。そこで議会としても、25年度に議員提案条例として、福岡市空き家の倒壊等に関する被害防止に関する条例を制定し、平成26年4月に施行したが、同条例の施行前と施

行後で、危険な空き家に対する指導はどのように変わったのか。また、その結果、空き家の数はどのように変化したのか。

△住宅都市局長 空き家の所有者等に対する指導については、条例施行前には、建築基準法に基づく適法な状態に維持する努力義務だけであったが、条例では所有者等による適切な管理の責任を強化したため、これを根拠に、指導文書の送付や所有者の自宅訪問など積極的に指導を行っている。条例が施行される前は、市民から相談を受けたもののうち危険性がある空き家について指導を行っていたが、25年度末では、指導を行った空き家340件のうち、是正完了したものが171件、継続指導中が169件であった。条例の施行後については、平成27年1月末現在で指導が必要な空き家371件に対し、是正完了したものが203件、継続指導中が168件である。指導が必要な空き家に対して是正が完了した是正率については、25年度末の50.3%から平成27年1月末の54.7%と向上している。

○今林委員 是正完了したものが171件から203件へと30件近くもふえ、空き家対策の是正率も向上したことは条例の効果と思われる。今後も条例に基づき適切な指導を実施するよう求めるが、所有者の所在がわかる場合とわからない場合とでは、その対処の仕方が大きく異なるを考える。本市条例や国の法律は、所有者及び相続人がわかる場合の対応や義務、責任を求めるものであるが、所有者が死亡している場合や住所が不明な場合は、どのような対策を取っているのか。また、対象となる空き家の件数及び対策に係る27年度予算額を尋ねる。

△住宅都市局長 指導が必要な空き家のうち、所有者の住所が特定できない空き家については、固定資産税の納税者の住所などの情報を保有している各区の課税課に指導文書の送付を依頼しており、現在5件である。次に、所有者や相続人が不明の空き家については、現在13件あり、職員が重点的にパトロールを行っている。また、周辺へ被害を及ぼすおそれがある場合には、飛散防止ネットを設置するなど、緊急的被害防止措置を行うこととしており、26年度には1件措置し、27年度は緊急的被害防止措置5件分として283万円の予算案を計上している。

○今林委員 緊急的には被害防止措置もとれるということで、幾分安心した。国においては空き家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月27日に公布されたが、特別措置法が立法化された背景及び趣旨を尋ねる。

△住宅都市局長 特別措置法立法化の背景については、空き家に対する条例を制定する地方公共団体も増加している中、空き家等の問題の全国的な広がりや問題のさらなる深刻化が懸念されており、国としても、これに積極的に対処することが求められているためである。立法化の趣旨については、特別措置法第1条により、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全を行うとともに、空き家等の活用を促進するためとなっている。

○今林委員 この特別措置法の内容を尋ねる。

△住宅都市局長 特別措置法の内容については7つのポイントがある。使用されていないことが常態化して

いる建築物等を空き家等とし、そのうち、放置すれば倒壊等著しく危険であり、衛生上有害な空き家等を特定空き家等と定義されたこと、所有者等は適切な管理に努めることとされたこと、国は基本指針を定め、市町村は空き家等対策計画を定めることができるとされたこと、市町村長は固定資産税情報を内部で利用できるとされたこと、市町村は空き家等や跡地の情報提供、活用の施策を講ずるよう努めるとされたこと、市町村長は特定空き家等に対し、立ち入り調査や措置等の助言、指導、命令、行政代執行ができるとされたこと、国は市町村の対策実施の費用に財政上の措置を講じ、国と地方公共団体は必要な税制措置を講ずるとされたこと、以上7点が主な内容である。

○今林委員 市町村が実施する空き家に対する財政上の措置として、所有者に対し、空き家解体除却費の補助も対象にできると聞いているが、空き家の適正管理は、本来所有者の重大な義務である。解体費の助成は、空き家をなくすための動機づけとしてはよいと考えるが、所有者には土地という資産があるのであり、空き家を解体し土地を処分した後は、費用を返還してもらおうなどの対策が必要であり、むやみに補助を行うことは重大なモラルハザードを招くと考える。管理が不適正な空き家について、固定資産税の特例措置を適用していることが問題であると考え、税制上の措置について、国の動きはどのようにになっているのか。

△住宅都市局長 税制上の措置については、現在、国会において、地方税法等の一部を改正する法律案が審議中であり、この法案には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置の勧告の対象となった特定空家等の土地については、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例の対象から除外する旨が盛り込まれている。

○今林委員 特別措置法の内容については、本市の空き家の倒壊等に関する被害防止に関する条例と重複する部分と、条例の範囲を大きく超える部分があるが、特別措置法の施行に伴い、条例を運用するに当たり課題はないのか。

△住宅都市局長 特別措置法は平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に一部を除き施行となり、立ち入り調査や特定空き家等に対する措置などの条文に関しては平成27年5月26日に施行されることとなっている。また、国土交通大臣及び総務大臣により、特定空家等の判断基準や法に基づく措置の手続などのガイドラインの作成が今後予定されており、国の動向を注視していくこととしている。次に、特別措置法の施行に伴う条例の運用上の課題については、法の対象は空き家や跡地の活用など、条例が対象とする危険な空き家にとどまらず、より広範囲にわたっており、今後ガイドラインなどが明らかになる中で、法律と条例の整合を図っていく必要があると考えている。

○今林委員 所有者がわかる場合のその他の空き家対策としては、これまでは、例えば、建築基準法の保安上危険な建築物等に対する措置、道路法の道路に関する禁止行為、消防法の消防長等のなし得る行為など、既存の制度を活用する方法しかなかったが、いずれも危険性等の判断基準が不明確で、実施は困難と聞いている。現在でも所有者が特定できない空き家が5件、不明な空き家が13件もあるとのことであり、住所不明者、相続人が不明の空き家への対応が、今後は現実的な課題として浮上してくると考える。国の法律で対応が可能であればよいが、民法第239条により所有者のない土地等は国庫に帰属するようになっており、当然このような土地は国の所有になるわけであり、国の責任において対応すべきであるが、現実的には、国は対応せず、調査もしない状況である。土地を国所有とする手続を行うのは利害関係者となっているが、利害関

係者がいない場合や、いても放置する場合がほとんどである。このような事態にも対応できる法律制定が望まれるところであるが、今回、特別措置法が施行されれば、個人の財産である空き家に、より積極的に取り組むことができると考えられる。本市においては、今後明らかになる国の指針等も十分に踏まえながら、本市の条例が適切に運用されるよう、また、より効果的な条例となるよう要望する。最後に、九州大学箱崎キャンパス跡地について尋ねる。九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに関する 27 年度予算について、前年度との比較及び内容を尋ねる。

△住宅都市局長 九州大学箱崎キャンパス跡地に関する 27 年度予算については、委託費など 2,800 万円で、26 年度当初予算と比較すると 1,510 万円増加している。27 年度は、道路、公園等の都市基盤やまちづくりのルール等について、具体的な検討を行うこととしている。

○今林委員 27 年度から本格的に動き始める箱崎キャンパス跡地処分に対し、2,800 万円の予算で本当に対応ができるのか心配である。九州大学の土地ではあるが、まちづくりの手助けを行っているのは本市であり、もっと積極的に対応すべきではないか。そのような中、跡地利用将来ビジョンの提言を受けて、25 年度より九州大学とともに検討を進めてきた箱崎キャンパス跡地利用計画が平成 27 年 3 月に策定されたと聞いたが、計画策定後、本市は跡地利用に向け、どのように取り組んでいくのか。

△住宅都市局長 跡地利用の取り組みについて、平成 27 年 3 月に、九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画を策定し、都市基盤整備、土地利用の方針やまちづくり誘導手法、全体スケジュールなどを示したところである。今後は、本計画を踏まえ、関係者とともに具体的な検討を進め、必要に応じ、都市計画などの手続を行うこととしている。跡地利用に当たっては、文系地区にあるグラウンドや、移転済みの工学系地区を先行的にまちづくりを行うエリアに位置づけ、30 年度ごろから順次土地利用を開始することを目指している。また、36 年度ごろには、跡地全体でおおむねまちが形成されることを目標としている。

○今林委員 九州大学が、箱崎キャンパス跡地に関して民間提案募集を実施しているとのことであり、また、本市も連携していると聞いている。この提案募集はどのような目的で実施されたのか、また、民間事業者からはどのような内容の提案があったのか。

△住宅都市局長 民間提案募集については、今後行われる開発事業者の募集において、公募条件の参考とすることなどを目的として九州大学が実施したもので、土地取得または事業実施の意向がある民間事業者から、具体的な跡地利用の提案を受けたものである。内容としては、商業、業務、住宅、医療、福祉、教育施設などの土地利用に加え、近代建築物の活用、環境や歴史への配慮などについても提案を受けている。

○今林委員 民間事業者からは、商業、住宅、業務、医療施設等の提案があったということであるが、本市としても、公共的機能をまちづくりに展開できないのかと考える。公共的機能が、民間需要を引き出す政策として、東京圏バックアップ機能の誘致があると考えており、霞が関機能にあわせて、国の機関や民間企業の本社機能の移転を含めた誘致が想定される。また、まちづくりと鉄道は、相乗効果のもとに一体的に取り組むことが大事であり、地下鉄の貝塚駅と箱崎九大前駅の役割は、ますます高まっていくと考えるが、平成 27 年 1 月の交通対策特別委員会で、地下鉄と西鉄貝塚線の直通運転化についての報告を受け、実現化の前提となる採択には、費用対効果の改善などの課題があることがわかった。九大跡地のまちづくりや、香椎の

土地区画整理事業など東区の将来を考えた場合、直通運転化は必要不可欠だと考えるが、現在の西鉄貝塚線、市営地下鉄箱崎線だけを見れば、どちらも赤字路線であり、誰が見ても採算性に無理があることははっきりしている。本市は交通事業者として全市的な視点に立ち、西日本鉄道(株)の協力のもと、本市が一本化して運営を行い、ドル箱路線を抱える空港線もあわせて、採算性を検討すべきであると思うが、直通運転の実現がおくれるのであれば、まずは乗り継ぎ駅である貝塚駅の利便性の向上に取り組むべきであるとする。さらに、公共機能の1つとして箱崎中学校の移転がある。校区の中核で、地域コミュニティのシンボルでもある学校の移転が、学校の建てかえ基準が異なるだけでできなくなるのは悲しいものである。箱崎中学校の移転は教育委員会だけの建てかえ基準ではなく、まちづくりのサイクルで考えなければならないと思う。建てかえ基準に満たないとしてしゃくし定規な基準で建てかえを行うことになれば、まちづくりの中からはみ出したり、整合性がとれない建物になってしまうと考える。時期が前後するからできないという言いわけではなく、地域住民に対する円滑な行政サービスの提供や利便性の確保、住民利益を最大限に確保することを本市の発展の基本にすべきである。九州大学移転事業こそまさしく本市の発展を左右する事業と考え、本市は取り組んできた。そのあかしとして、九州大学統合移転事業については、平成3年に移転構想を明らかにし、当初は局対応で本市の重要施策として取り組んできた。新しいまちづくりに伴い、箱崎中学校を箱崎キャンパスに移転させる必要があると考えるが、所見を伺う。

△教育長 箱崎中学校については、平成26年7月に九大跡地利用4校区協議会及び箱崎中学校PTAから箱崎キャンパス跡地への移転について要望を受けており、その要望理由については、過去に発生した踏切事故や人目の届きにくい高架下の通学路に対する不安があること、多々良川に接していることによる不安があること、一部の町内を除き、校区外に中学校が位置していることなどである。箱崎キャンパス跡地については、このたび跡地利用計画が策定され、その中で成長・活力・交流ゾーン、教育・研究ゾーン、安全・安心・健やかゾーンなどの土地利用の方針や、計画の実現に向けた全体スケジュールが示されている。議員提案の、箱崎キャンパス跡地への中学校移転については、中学校の建てかえ時期、中学校が抱える課題の解決方法、箱崎キャンパスの跡地利用計画などを勘案し、住宅都市局と連携し、検討を進めていく。

○今林委員 箱崎キャンパス跡地については、跡地利用計画も策定され、これからいよいよまちづくりが本格化していくと思われる。今後も箱崎キャンパス跡地の良好なまちの形成に向け、期待も大きい箱崎中学校の移転も含め、本市が果たすべき役割について、しっかりと責任を持って取り組まれない。最後に、中園副市長に所見と決意を伺う。

△中園副市長 九州大学箱崎キャンパス跡地については、周辺地域とも連携、交流しながら一体的に発展していくよう、まちづくりを進めていく必要があると考えている。地域住民から要望を受けている箱崎中学校の移転についても、キャンパス跡地のまちづくりスケジュールなどを勘案しながら、教育委員会とともに検討を進めていく。今後も九州大学と連携しながら、未来に誇れる魅力あふれるまちの形成に向けて、本市としての役割をしっかりと担っていきたいと考えている。